

IoTビジネスを取り巻く混沌を
チャンスへ変える**法務知識**の道しるべ

IoT Internet of Things ビジネスを 成功させるための法務入門

IoT法務に求められる
特殊性とは？

「利用規約」の
運用上の注意点は？

弁護士
中野友貴 著



本書の特色

- IoTビジネスに取り組む上で必要となる法務知識を体系的にまとめた初の書籍
- IoTビジネスに取り組む企業の顧問弁護士による、現場目線で分かりやすい解説
- 「パーソナルデータの取扱い方」や「情報セキュリティ対策」の他、利用規約の作成と運用の方法についても詳しく解説

A5判・204頁 定価 本体2,800円+税

こちらからアクセス!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

IoTビジネスを成功させるための法務入門

PART1 IoT法務の特殊性を理解しよう

- 01 IoTとは
- 02 IoTを取り巻く社会状況
- 03 他のビジネス領域との関連性
- 04 IoT法務に求められる特殊性

PART2 IoTビジネスで留意すべき法務事項

<CHAPTER1 法規制への対応>

- 01 ビジネスに対する法規制にどう対応するべきか
- 02 グレーゾーン解消制度・企業実証特例制度
- 03 製品を提供する際に気を付ける法規制
- 04 ウェブサービスを提供する際に気を付ける法規制
- 05 ビジネスモデルを検討する際に気を付ける法規制

<CHAPTER2 パーソナルデータの利活用>

- 01 IoTビジネスにおけるパーソナルデータの利活用
- 02 個人情報保護法
- 03 匿名加工情報・要配慮個人情報
- 04 プライバシーへの配慮
- 05 パーソナルデータの取扱い方
- 06 プライバシーポリシーの作成
- 07 プライバシーポリシーの運用

<CHAPTER3 情報セキュリティ対策>

- 01 はじめに
- 02 セキュリティ対策が不十分な場合のリスク
- 03 IoTビジネスでのセキュリティ事例
- 04 セキュリティ対策

<CHAPTER4 知的財産権>

- 01 はじめに
- 02 特許権
- 03 意匠権

- 04 著作権法
- 05 商標権
- 06 その他の知的財産権

<CHAPTER5 契約>

- 01 はじめに
- 02 秘密保持契約
- 03 業務委託契約
- 04 ユーザーとの契約関係

<CHAPTER6 利用規約の作成>

- 01 利用規約の必要性
- 02 利用規約作成上の心がけ

- 03 利用規約の作成
- 04 利用規約の運用上の注意点

<CHAPTER7 製造物責任・製品事故対応>

- 01 製造物責任
- 02 取扱説明書
- 03 製品事故対応

PART3 IoTビジネスの発展と法務

IoTの発展のために～結びにかえて～

索引

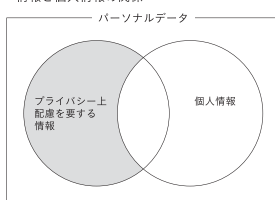
シーの保護を考える場合、結局のところ、それぞれの事業者がユーザーのプライバシー意識にきちんと配慮して対応する以外にないのでしょう。

▶ 個人情報保護法とプライバシー権

プライバシーを侵害しないようにするためには、個人情報保護法をきちんと守っていただければ十分では？ と考える方もいるかもしれませんが、しかし、個人情報保護法をきちんと守っていただいても、プライバシーの保護は十分ではありません。パーソナルデータのなかには、個人情報ではないがプライバシー情報にあたるものもあるからです。

GPS位置情報、ウェブの閲覧履歴、その他IoTセンサーでセンシングされる情報などは、氏名など特定の個人を識別できる他の情報と結びついていない・照合もできないような場合には、個人情報にはあたりません⁵⁰⁾。

プライバシー情報と個人情報の関係



しかし、事業者がユーザーに何の説明もなくこのような情報を取得したり、第三者に提供したりした場合、どうなるでしょうか。ユーザーの立場からすると、自らのデータが何の説明もなく利用されたとして、プ

⁵⁰⁾ もっとも、それらの情報も照合して取得されると、特定の個人を識別できるようになり、個人情報にあたる場合もあり得ます。

INDEX

CHAPTER6 利用規約の作成

SECTION 01 利用規約の必要性

ウェブサービスを行う場合、利用規約を作成する必要があります。利用規約には、そのウェブサービスを利用するための条件や、禁止すべき行為、損害賠償の範囲などが定められます。不特定多数のユーザーとの取り決めをまとめたものです。

利用規約の目的は、主に2つあります。

- ①ユーザーとの契約関係を基礎づける
- ②ユーザーからサービスに対する理解を得る

①ユーザーとの契約関係を基礎づける

利用規約は、ユーザーとの契約の内容になります。ウェブサービスを提供する場合、ユーザーは不特定多数になります。不特定多数のユーザーそれぞれと契約内容を確認し合せて契約書を取り交わす、ということは不可能でしょう。そのため、各ユーザーに共通の取り決めを利用規約に定めておき、ユーザーから利用規約に対する同意を得ることで、利用者とユーザーの契約内容とします⁴⁷⁾。

これにより、万が一、ユーザーとの間でトラブルになって訴訟などに発展した場合、利用規約に基づいて権利・義務などが定められることになります。

⁴⁷⁾ ただし、これが契約の内容として認められるためには、別途注意すべき点があります(本書SECTION04参照)。

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!